

第 2 7 号議案

平成 2 5 年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 5 年度宍粟市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

平成 2 6 年 2 月 2 6 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
簡易水道事業費	水道施設費	馬橋水管橋移設事業	13,000